

バナー広告の募集について

公益財団法人 大分県産業創造機構

大分県産業創造機構では、当機構のホームページに掲載するバナー広告を募集します。インターネットでの広報ツールとしてぜひご利用ください。(広告内容は裏面)

1. 広告の位置及び募集枠数

- ・位置：産業創造機構 ホームページ バナー広告欄
- ・枠数：5枠

2. バナー規格

- ・サイズ 縦 50 ピクセル・横 200 ピクセル(約 1.5cm×6cm)
- ・形式 GIF (アニメーション可)・JPEG
- ・データ容量 300KB 以下

3. 掲載料 (1年間の申込みとなります)

	年間 (税込)	※参考(1ヶ月当たり)
非会員	54,000円	4,500円
一般会員	43,200円	3,600円
特別会員	27,000円	2,250円

4. 申込方法

別紙申込書をお送りください。

年間トップページアクセス約 5 万件(26 年度)



こちらにバナーを掲載します。

【お問合せ先】

公益財団法人 大分県産業創造機構

研修・広報グループ

〒870-0037

大分市東春日町 17-20 ソフトパークセンタービル

Tel 097-537-2424 Fax097-534-4320

<http://www.columbus.or.jp/>

【広告の内容】

1. 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨しているなど、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (8) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 事実と異なる内容を含むもの
- (13) その他、掲載する広告として適当でないと機構が認めるもの

2. 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は、掲載しない。広告の掲載中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制される業種又は事業者
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (3) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (4) たばこに係る業種又は事業者
- (5) 賭博・ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係る業種又は事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
- (7) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
- (8) その他、広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

※広告内容を含め、その他の事項についても、「大分県ホームページ広告掲載要綱」に準じるものとする。